

基政発 0617 第 1 号
平成 26 年 6 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
(契 印 省 略)

夏季における年次有給休暇の取得促進について

時季を捉えた年次有給休暇の取得促進については、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 32 号「今後の労働時間等設定改善関係業務の進め方について」の一部改正についてにより指示されたところである。

平成19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成22年6月改定）、この行動指針では、2020年までの数値目標として年次有給休暇取得率70%が掲げられているところであるが、平成24年の取得率は47.1%と前年に比べ2.2ポイントの低下となり、目標達成に向け、より強い働きかけが必要となっている。また、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.8%と依然として高水準で推移している。

このため、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一環として、夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、下記の周知・広報、労使に対する働きかけ等により効果的な対策の実施に努められたい。

なお、都道府県に対しても、別添のとおり依頼しているので、連携を図りつつ推進されたい。

記

1 周知・広報

周知・広報の実施に当たっては、別途送付するポスター、リーフレットを有効に活用することに加えて、地方公共団体の広報誌への掲載をはじめとする各種の広報手段を積極的に活用すること。

また、それぞれの地域の特性を活かした周知・広報にも配慮すること。

2 労使に対する働きかけ

各種会議、集団指導の場等あらゆる機会を通じて、年次有給休暇の計画的付与制度を活用する等により、年次有給休暇と週休日等を組み合わせた連続休暇の取得促進を図るよう啓発すること。

なお、サービス業など夏季の期間中に連続休暇を実施することが困難とみられる業種の企業に対しては、当該期間の前後の時期における交替制による連続休暇の実施等について働きかけを行うこと。

3 関係行政機関及び団体との連携

連続休暇の普及促進について効果的な実施を図るため、都道府県労働関係部局を含む関係行政機関並びに都道府県及び地域レベルでの主要な事業主団体等との連携を図ること。

(別添)

基政発 0617 第 2 号
平成 26 年 6 月 17 日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
(契 印 省 略)

夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの数値目標として年次有給休暇取得率 70%が掲げられているところですが、平成 24 年の取得率は 47.1%と前年に比べ 2.2 ポイントの低下となり、目標達成に向け、より強い働きかけが必要となっています。また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.8%と依然として高水準で推移しています。

このため、厚生労働省としては、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一環として、夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、ポスター、リーフレットを活用した広報、ポスターの駅貼り広報等労使への働きかけの取組を行うこととしております。つきましては、夏季における年次有給休暇の取得促進について、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 33 号「労働時間等設定改善対策の推進について」により御協力依頼をさせていただいているところです。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、別途お送りするポスター、リーフレットにより都道府県労働局と連携を図りつつ、連続休暇の一層の取得促進について御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

基政発 0617 第 2 号
平成 26 年 6 月 17 日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長

夏季における年次有給休暇の取得促進について

労働基準行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され（平成 22 年 6 月改定）、この行動指針においては、2020 年までの数値目標として年次有給休暇取得率 70%が掲げられているところですが、平成 24 年の取得率は 47.1%と前年に比べ 2.2 ポイントの低下となり、目標達成に向け、より強い働きかけが必要となっています。また、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は 8.8%と依然として高水準で推移しています。

このため、厚生労働省としては、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の一環として、夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、ポスター、リーフレットを活用した広報、ポスターの駅貼り広報等労使への働きかけの取組を行うこととしております。つきましては、夏季における年次有給休暇の取得促進について、平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 33 号「労働時間等設定改善対策の推進について」により御協力依頼をさせていただいているところです。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、別途お送りするポスター、リーフレットにより都道府県労働局と連携を図りつつ、連続休暇の一層の取得促進について御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。